『有機溶剤作業主任者技能講習』開催のご案内

京都労働局長登録教習機関第1号 登録有効期間平成31年3月30日 公益社団法人京都労働基準協会

労働安全衛生法第14条では、特定の危険有害な業務には、作業主任者の選任が義務付けられています。 今回、有機溶剤作業主任者技能講習を下記の通り開催いたしますので、この機会に有機溶剤作業主任者の 養成を図られますようご案内申し上げます。

記

■講 習 日 時 平成 27 年 11 月 6 日 (金) 8:55~16:10 ※受付 8:45~

7日 (土) 10:00~18:20 ※修了試験含む

※遅刻、早退、欠席、一部欠講の場合は修了試験の受験ができませんのでご注意下さい。

- ■講 習 場 所 舞鶴西総合会館(舞鶴市字南田辺 1)
- ■講習科目 ○有機溶剤による健康障害及びその予防措置に関する知識【4時間】
 - 〇作業環境の改善方法に関する知識【4時間】
 - 〇保護具に関する知識【2時間】
 - 〇関係法令【2時間】
- ■受講資格 満18歳以上の方
- ■受 講 料 8,640円 (8,000+消費税)

(受付後の受講料の返還はいたしませんので、ご了承下さい。)

- ■テキスト代 「有機溶剤作業主任者テキスト」
 - 1,944円 (1,800+消費税)
- ■定 員 80名(定員になり次第締め切ります。)
- ■受付日時 **平成27年10月6日(火)より** 土・日・祝日を除く9:00 から17:00 まで
- ■申 込 方 法 受講申込書に所定事項記入の上写真を貼付し、受講料、テキスト代を添えてお申込み下さい。

写真は、申請前6ヶ月以内に撮影し、単身、上三分身、正面、脱帽、(縦3cm 横2.4cm)のもの。不鮮明なもの、顔かたちがはっきりしないもの、サングラスをかけたものは受付できませんのでご注意ください。

- ※①~⑥のいづれかを講習申込時に必ずご持参下さい。(コピー可)
 - ① 安衛法に基づく登録教習機関が発行した技能講習修了証
 - ② 安衛法に基づくクレーン運転士等免許証
 - ③ 本籍地が記載された自動車運転免許証(注意:近年交付される免許証には記載はありません。)
 - ④ 本籍地が記載された住民票 (注意:別途「本籍地」の記載を申請する必要があります。)
 - ⑤ パスポート
 - ⑥ 外国人登録証明書(特別永住者証明書、在留カードも可)
- ■申 込 先 公益社団法人 京都労働基準協会 舞鶴支部 Tel0773-75-4731 Fax0773-75-4777 〒624-0913 京都府舞鶴市字上安久小字安久谷原 381-2